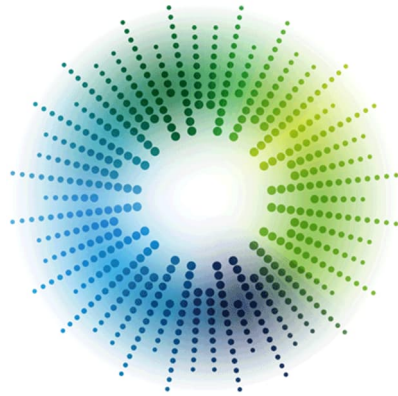




JSG ニュースレター

<Tax>

立法院が「運動産業発展条例」の
一部条文改正案を最終可決

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

立法院は今般、[「運動産業発展条例」の一部条文改正案](#)を最終可決し、第8条、第13条、第26条及び第26条の2の改正を可決しました。教育部は今般の改正を通じて、台湾のプロスポーツ、アマチュアスポーツ、及び重要なスポーツ競技大会の発展が促進されることを期待しています。改正の主なポイントは、以下のとおりです。

改正条文	主なポイント
スポーツにおけるデジタル技術活用の重視（第8条の改正）	<u>デジタル技術</u> や <u>情報技術</u> などの <u>スポーツテック</u> を活用し、スポーツ産業におけるサービス品質の向上や競争力の強化を図るため、主管機関は、適切な指導または助成措置を講じることができる。
国家発展基金による運動産業への投資（第13条の改正）	・ <u>民間資金</u>のスポーツ事業への投入を促進するための優遇措置を提供する。 ・ <u>国家発展基金</u>は、一定の割合をスポーツ産業への投資に充てなければならない。
民間資源による国民のスポーツ競技大会	・ 営利事業が「<u>中央主管機関が認可する国民のスポーツ振興を目的とする大会</u>」に寄付を行った場合、<u>所得税法</u>

へ支援の奨励（第26条の改正）	<u>第36条第一項の規定に基づき、金額の上限なく損金に算入できる。</u> その<u>実施方法、認可基準、対象となる大会の範囲</u>及びその他の関連事項に係る弁法は、中央主管機関が財政部とともに決定する。
スポーツ産業への民間投資のインセンティブ強化（第26条の2の改正）	- 営利事業が、「体育署が認可する重要なプロまたはアマチュアスポーツ事業」へ<u>指定口座</u>を通じて寄付を行う場合、1,000万円を上限として、割増控除率を従来の<u>150%から175%に引き上げる</u>。ただし、寄付をした営利事業と寄付を受けたスポーツ事業者が関連当事者の場合、控除率は100%までとする。 - 営利事業が「体育署が特別許可する重要なプロまたはアマチュアスポーツ事業」と「体育署が公表する重要なスポーツ競技大会の主催者」へ<u>指定口座</u>を通じて寄付を行う場合、割増控除率を従来の<u>150%から175%に引き上げ</u>、1,000万円の上限や但書の制限は受けない。 <u>アマチュアスポーツ事業及び重要なスポーツ競技大会</u>への寄付に係る控除適用期間を、従来の5年から<u>10年</u>に延長する。

勤業衆信の見解

- 運動産業発展条例第26条の2に基づく指定口座を通じた寄付について、体育署が毎年度の申請受付日程を公表します。営利事業者は、所定の期日内に、受贈対象の資格要件を満たす寄付先を指定して体育署に申請を行い、体育署は審査後、審査結果を公表します。
- 営利事業は寄付支出について、運動産業発展条例第26条または第26条の2のいずれかの規定を選択し、控除を適用することができますが、選択後の変更はできません。また、同条例第26条の2により「体育署が認可する重要なプロまたはアマチュアスポーツ事業」に対し指定口座を通して行った寄付について、1,000万円を超える部分は、同条例第26条、所得税法第36条、及びその他の寄付費用に関連する法令の控除規定の適用は認められません。
- 営利事業が上述の規定により控除できる金額は、当該年度における、所得税法第24条の規定に基づき計算した所得額がゼロに達する金額までに限られます。すでに所得額がマイナスである場合には、割増控除の適用はできません。
- 財政部が2022年10月6日付で公表した台財税字第11104634360号通達によれば、営利事業が運動産業発展条例第26条の2の規定に基づく寄付金額を割増控除した部分は、営利事業の基本所得額に算入しなければなりません。



過去のニュースレターは[こちら](#)
台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業頌信版權所有 保留一切權利